

令和2年度 公文書開示（6月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|---------|---------|--|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|----|-----|----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 1 | R2.4.2 | R2.6.1 | 公立小・中学校、義務教育学校、都立高等学校、都立中等教育学校、都立特別支援学校等における令和元年度卒業式及び令和2年度入学式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答） | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 2 | R2.4.14 | R2.6.16 | (1) 国旗・国歌に関する文書の対応について（メモ） (2) 国旗・国歌の対応について（メモ） (3) 国旗・国歌の対応について（メモ追加） | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 3 | R2.4.23 | R2.6.19 | 令和元年度卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査について（回答）【都立深沢高等学校】 令和元年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書【武蔵村山市、国立市、日野市】 令和2年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書【請求日時点において実施済の区市町村】 | 92 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 4 | R2.4.23 | R2.6.19 | 2020年4月に入学式を開催した小中について、都立高校（以下、中等教育学校等を含む）と区市町村立学校で、“君が代”を国旗を実施してしまった状況について、都教委がまとめた文書 令和2年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書【請求日時点において、実施していない区市町村】 ”起立・斉唱してしまった”と、CD（テープ）だけ流してしまった”との2種の学校の校長（や管轄する区市町村教委）は、「藤田教育長が4月1日に出した通知」に違反することを、都教委内で議論（書面の稟議も含む）・検討した文書 2020年3月6日（金）以降、本日までの期間に、東京都教育委員会が開催した入学式・卒業式対策本部（幹事会・調査委員会を含む）の、「記録と称する会議録」作成の元になった（テープ起こしをした原本の）「発言者名と全発言」を明記した文書 | - | | | | 1 | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 5 | R2.4.23 | R2.6.19 | 2019年3月6日（金）以降、本日までの期間に、東京都教育委員会が開催した入学式・卒業式対策本部（幹事会・調査委員会を含む）の、「次第、記録と称する会議録、配付資料」等の文書一式。 | - | | | | 1 | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 6 | R2.5.7 | R2.6.9 | 公開件名 都立新国際高等学校（仮称）新設に係る基本計画作成業務委託 文書番号 29教学高第783号 | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育課 |
| 7 | R2.5.21 | R2.6.2 | ・令和2年度都立高等学校で使用予定の補助教材一覧 ・令和2年度都立中等教育学校前期課程で使用予定の補助教材一覧 | 114 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 8 | R2.5.28 | R2.6.10 | 学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（令和2年2月25日時点） | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 総務部総務課 |
| 9 | R2.5.26 | R2.6.2 | 都立中野工業高等学校（31）支障処理機械設備工事 積算内訳書・共通費算定書・特記仕様書 | 59 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 都立学校教育部営繕課 |
| 10 | R2.6.5 | R2.6.19 | ①新型コロナウイルス感染症に関する都立学校の臨時休業について ②第5回 東京都教育委員会定例会への議案の提出について（教育庁の臨時代理について） ③東京都教育委員会臨時会への議案の提出について（都立学校の臨時休業について） ④緊急事態宣言の発出に伴う都立学校の臨時休業について ⑤第7回 東京都教育委員会定例会への議案の提出について（都立学校の臨時休業に関する教育長の臨時代理について） ⑥東京都教育委員会臨時会への議案の提出について（都立学校の臨時休業について） | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 都立学校教育部学校健康推進課 |
| 11 | R2.6.5 | R2.6.19 | (1) 令和2年3月5日 第5回教育委員会定例会 議事録及び参考資料 (2) 令和2年3月22日 教育委員会臨時会 議事録及び報告資料（1） (3) 令和2年3月26日 第6回教育委員会定例会 議事録及び第34号議案資料 (4) 令和2年4月1日 教育委員会臨時会 議事録及び参考資料 (5) 令和2年4月9日 第7回教育委員会定例会 議事録及び参考資料 (6) 令和2年5月5日 教育委員会臨時会 議事録及び参考資料 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 総務部教育政策課 |
| 12 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | 1 | | | 1 | | | | 教育庁 | 都立忍岡高等学校 |
| 13 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | 1 | | | 1 | | | | 教育庁 | 都立上野高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 | 8号 |
| 14 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立晴海総合高等学校 |
| 15 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立本所高等学校 |
| 16 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立深川高等学校 |
| 17 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立城東高等学校 |
| 18 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立江戸川高等学校 |
| 19 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立葛西南高等学校 |
| 20 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立紅葉川高等学校 |
| 21 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立江東商業高等学校 |
| 22 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立第三商業高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 23 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立墨田工業高等学校 |
| 24 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立向丘高等学校 |
| 25 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立江北高等学校 |
| 26 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立淵江高等学校 |
| 27 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立足立西高等学校 |
| 28 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立青井高等学校 |
| 29 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立足立新田高等学校 |
| 30 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立荒川商業高等学校 |
| 31 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立荒川工業高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|--------|----|----|----|----|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | | |
| 32 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立足立工業高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 33 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立蔵前工業高等学校 |
| 34 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立葛飾野高等学校 |
| 35 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立南葛飾高等学校 |
| 36 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立東高等学校 |
| 37 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立篠崎高等学校 |
| 38 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立葛飾総合高等学校 |
| 39 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立葛飾商業高等学校 |
| 40 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立農産高等学校 |
| 41 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立橘高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|-------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 42 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立一橋高等学校 |
| 43 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立八潮高等学校 |
| 44 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立大森高等学校 |
| 45 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立つばさ総合高等学校 |
| 46 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立六本木高等学校 |
| 47 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立六郷工科高等学校 |
| 48 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立芝商業高等学校 |
| 49 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立新宿山吹高等学校 |
| 50 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立大崎高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 | 8号 |
| 51 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立田園調布高等学校 |
| 52 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立松原高等学校 |
| 53 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立桜町高等学校 |
| 54 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立千歳丘高等学校 |
| 55 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立園芸高等学校 |
| 56 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立調布北高等学校 |
| 57 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立狛江高等学校 |
| 58 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立富士高等学校 |
| 59 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立小山台高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 | 8号 |
| 60 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立深沢高等学校 |
| 61 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立世田谷泉高等学校 |
| 62 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立戸山高等学校 |
| 63 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立目黒高等学校 |
| 64 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立芦花高等学校 |
| 65 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立第一商業高等学校 |
| 66 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立総合工科高等学校 |
| 67 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立総合芸術高等学校 |
| 68 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立荻窪高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 69 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立杉並総合高等学校 |
| 70 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立農芸高等学校 |
| 71 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立武蔵丘高等学校 |
| 72 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立石神井高等学校 |
| 73 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立大泉高等学校 |
| 74 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立稔ヶ丘高等学校 |
| 75 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立大泉桜高等学校 |
| 76 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立第四商業高等学校 |
| 77 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立中野工業高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | |
|-------|--------|---------|--------------------------|-----|------------------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 |
| 78 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立文京高等学校 |
| 79 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立千早高等学校 |
| 80 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立練馬高等学校 |
| 81 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立田柄高等学校 |
| 82 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立練馬工業高等学校 |
| 83 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立豊島高等学校 |
| 84 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立北園高等学校 |
| 85 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立大山高等学校 |
| 86 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立桐ヶ丘高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 87 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立飛鳥高等学校 |
| 88 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立板橋有徳高等学校 |
| 89 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立赤羽商業高等学校 |
| 90 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立町田高等学校 |
| 91 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立砂川高等学校 |
| 92 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立武蔵村山高等学校 |
| 93 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立武蔵野北高等学校 |
| 94 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立田無高等学校 |
| 95 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立小平西高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|--------|---------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|--------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 | 8号 |
| 96 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立東村山高等学校 |
| 97 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立清瀬高等学校 |
| 98 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立小平南高等学校 |
| 99 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立東久留米総合高等学校 |
| 100 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立田無工業高等学校 |
| 101 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立多摩科学技術高等学校 |
| 102 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立野津田高等学校 |
| 103 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立山崎高等学校 |
| 104 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立町田工業高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | |
|-------|----------|-----------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 |
| 105 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立調布南高等学校 |
| 106 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立府中高等学校 |
| 107 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立永山高等学校 |
| 108 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立若葉総合高等学校 |
| 109 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立第五商業高等学校 |
| 110 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立府中工業高等学校 |
| 111 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立拝島高等学校 |
| 112 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立多摩高等学校 |
| 113 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立福生高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | |
|-------|--------|---------|--------------------------|-----|------------------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|---|-----|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 |
| 114 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立羽村高等学校 |
| 115 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立五日市高等学校 |
| 116 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立青梅総合高等学校 |
| 117 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立瑞穂農芸高等学校 |
| 118 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立久留米西高等学校 |
| 119 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立東村山西高等学校 |
| 120 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立富士森高等学校 |
| 121 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立片倉高等学校 |
| 122 | R2.6.4 | R2.6.18 | 業務日誌 (平成31年度4月 第1週及び第3週) | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であるため (東京都情報公開条例第7条第2号) 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号) | 教育庁 | 都立八王子北高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | |
|-------|----------|-----------|-------------------------|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|---|-----|-------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 |
| 123 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立松が谷高等学校 |
| 124 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立日野高等学校 |
| 125 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立日野台高等学校 |
| 126 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立南平高等学校 |
| 127 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立翔陽高等学校 |
| 128 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立八王子拓真高等学校 |
| 129 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立八王子桑志高等学校 |
| 130 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立府中西高等学校 |
| 131 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立上水高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|----------|-----------|---|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|--|-----|-----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 132 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立浅草高等学校 |
| 133 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立雪谷高等学校 |
| 134 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 業務日誌（平成31年度4月 第1週及び第3週） | | | 1 | | | | | | | | | | | | 契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） 契約業者の印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号） | 教育庁 | 都立保谷高等学校 |
| 135 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | (1) 都立忍岡高等学校外1校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約関係書類 (2) 都立向丘高等学校外8校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約関係書類 (3) 都立蔵前工業高等学校外8校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約関係書類 (4) 都立一橋高等学校外8校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約関係書類 | | | 1 | | | | | | | | | | | | (1) 契約業者の業務従事者の個人名、写真、連絡先 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当） (2) 契約業者の印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号該当） (3) 契約の数量、単価、推定金額、用途額 契約の数量、単価、推定金額、用途額を開示することは、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号該当） | 教育庁 | 東部学校経営支援センター管理課 |
| 136 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 学校図書館管理業務委託を導入している全学校について仕様書で「必ずしも複数人勤務を要しない」時の連絡体制が分かる文書。平成31年度分。 | - | | | | | | | | | | | | | | 学校図書館管理業務委託契約において、「必ずしも複数人勤務を要しない」時の連絡体制が分かる文書は、複数人勤務の場合の連絡体制表と同じであり、当該複数人勤務の場合の連絡体制表とは別に作成及び取得しておらず、存在しないため | 教育庁 | 東部学校経営支援センター管理課 |
| 137 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | (1) 都立赤羽商業高等学校 図書館管理業務委託（単価契約）委託契約関係書類 (2) 都立戸山高等学校外8校 図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約関係書類 (3) 都立大崎高等学校外1校 図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約関係書類 (4) 都立武蔵丘高等学校外8校 図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約関係書類 (5) 都立雪谷高等学校 図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約関係書類 (6) 都立練馬高等学校外8校 図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約関係書類 | | | 1 | | | | | | | | | | | | (1) 契約業者の業務従事者の個人名、写真、連絡先 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号該当） (2) 契約業者の印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号該当） (3) 契約の数量、単価、推定金額、用途額 契約の数量、単価、推定金額、用途額を開示することは、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号該当） | 教育庁 | 中部学校経営支援センター管理課 |
| 138 | R2. 6. 4 | R2. 6. 18 | 学校図書館管理業務委託を導入している全学校について仕様書で「必ずしも複数人勤務を要しない」時の連絡体制が分かる文書。平成31年度分。 | - | | | | | | | | | | | | | | 学校図書館管理業務委託契約において、「必ずしも複数人勤務を要しない」時の連絡体制が分かる文書は、複数人勤務の場合の連絡体制表と同じであり、当該複数人勤務の場合の連絡体制表とは別に作成及び取得しておらず、存在しないため | 教育庁 | 中部学校経営支援センター管理課 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部署等 | | | |
|-------|---------|---------|--|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|--|-----|-----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 139 | R2.6.4 | R2.6.18 | (1) 都立町田高等学校外11校図書館管理業務委託(西部)(単価契約)委託契約関係書類 (2) 都立拝島高等学校外8校図書館管理業務委託(西部)(単価契約)委託契約関係書類 (3) 都立野津田高等学校外8校 図書館管理業務委託(西部)(単価契約)委託契約関係書類 (4) 都立富士森高等学校外12校 図書館管理業務委託(西部)(単価契約)委託契約関係書類 | | | | | | | | | | | | | | | (1) 契約業者の業務従事者の個人名、写真、連絡先 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため (東京都情報公開条例第7条第2号該当) (2) 契約業者の印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第4号該当) (3) 契約の数量、単価、推定金額、目途額 契約の数量、単価、推定金額、目途額を開示することは、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (東京都情報公開条例第7条第6号該当) | 教育庁 | 西部学校経営支援センター管理課 |
| 140 | R2.6.4 | R2.6.18 | 学校図書館管理業務委託を導入している全学校について仕様書で「必ずしも複数人勤務を要しない」時の連絡体制が分かる文書。平成31年度分。 | - | | | | | | | | | | | | | | 学校図書館管理業務委託契約において、「必ずしも複数人勤務を要しない」時の連絡体制が分かる文書は、複数人勤務の場合の連絡体制表と同じであり、当該複数人勤務の場合の連絡体制表とは別に作成及び取得しておらず、存在しないため | 教育庁 | 西部学校経営支援センター管理課 |
| 141 | R2.6.8 | R2.6.22 | 令和2年度都立中等教育学校(前期課程および後期課程)で使用予定の補助教材一覧 | - | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 142 | R2.6.12 | R2.6.16 | 令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合(個表)一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定(調査書記載の評定)状況一 調査対象623校(中等教育学校、義務教育学校を含む。)のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校 | 14 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 総務部総務課 |
| 143 | R2.6.11 | R2.6.25 | 元指導部長・●●氏、現上野高校校長の●●氏、●●氏、現南多摩中等教育学校校長●●氏、現高校教育指導課長●●氏に関する下記の文書 ・自民党・維新の政治家、日本会議等の改憲政治団体との関係を示す文書 ・上記5名の自衛隊連携宿泊防災訓練の固執・強行が公務員の政治的中立性を定めた憲法・地方公務員法に違反していないと考える根拠が分かる文書 令和2年2月8日に行われた都教委主催の表彰式における下記の文書 ・都教委内外の組織から表彰式の実施について指示があった文書 児童・生徒の神社等での清掃活動と憲法第20譲渡教育基本法の関係を示した文書 | - | | | | | | | | | | | | | | 請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 144 | R2.6.11 | R2.6.25 | 令和元年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰式 全体司会 | | | | | | | | | | | | | | | 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある者であるため(東京都情報公開条例第7条第2号) | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 145 | R2.6.11 | R2.6.25 | 令和2年3月12日付31教指高第999号「令和2年度都立高等学校等で実施する一泊二日宿泊防災訓練について」 令和2年2月19日付31教指高第916号「関係機関と連携した防災講和について」 令和2年2月13日付31教指高第915号「都立高等学校等における防災教育の実施について」 令和2年3月24日付31教指高第1023号「関係機関と連携した防災講和の実施校の決定について」 令和元年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰式実施計画 | | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 146 | R2.6.11 | R2.6.25 | (1) 令和2年3月12日付31教指高第999号「令和2年度都立高等学校等で実施する一泊二日宿泊防災訓練について」 (2) 令和2年5月7日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校再開後の防災教育について」 | | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 147 | R2.6.11 | R2.6.25 | (1) 令和2年2月28日付事務連絡「『臨時休業・春季休業中の過ごし方』の送付について」 (2) 令和2年3月5日付事務連絡「臨時休業中における生活指導について」 (3) 令和2年3月13日付事務連絡「春季休業中の生活指導について(通知)」 (4) 令和2年4月3日付事務連絡「『臨時休業中の過ごし方』の送付について」 (5) 令和2年4月9日付事務連絡「臨時休業解除後の教育活動検討に当たって」 (6) 令和2年4月27日付事務連絡「『いのちを守るSTAY HOME週間』キャンペーンのホームページ掲載等について」 | | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 指導部管理課 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|-----------|-----------|---|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | | | | 6号 | 7号 | 8号 |
| 148 | R2. 6. 11 | R2. 6. 25 | 令和2年2月26日付31教総総第2347号 新型コロナウイルス感染症に関する学校における対応について（通知） 令和2年2月28日付31教総総第2384号 新型コロナウイルス感染症対策本部の要請に基づく都立学校の対応について（通知） 令和2年3月23日付31教総総第2619号 都立学校における新学期に向けた準備について（通知） 令和2年3月26日付31教総総第2731号 都立学校における教育活動の再開準備について（通知） 令和2年4月1日付2教総総第86号 都立学校の休業の措置等について 令和2年4月6日付2教総総第139号 新型コロナウイルス感染症における「緊急事態宣言」の検討に伴う都立学校の対応について（通知） 令和2年4月10日付2教総総第178号 新型コロナウイルス感染症における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応について（通知） 令和2年4月23日付2教総総第294号 5月7、8日の都立学校の対応について（通知） 令和2年5月5日付2教総総第345号 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の延長に伴う都立学校の対応について（通知） 令和2年5月25日付2教総総第518号 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の解除に伴う都立学校の対応について（通知） 令和2年5月28日付2教総総第539号 「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」の策定について（通知） | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 総務部総務課 |
| 149 | R2. 6. 11 | R2. 6. 23 | (1) 令和2年度第1回東京都総合教育会議資料 (2) 【2教総策第166号】新型コロナウイルス感染症対策に係る休校措置の延長に伴うオンライン学習の推進について（依頼） (3) 【2教総策第229号】統合型学習新サービスの利用開始について（通知） (4) 【2教総策第272号】新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等期間中の児童・生徒へのモバイルルータ貸与について（通知） | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 総務部教育政策課 |
| 150 | R2. 6. 12 | R2. 6. 25 | 「東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業」提案書受付一覧 | 1 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | | | 本事業は民間の知見・経験を最大限に生かすようプロポーザル方式を採用していることから、最優秀事業応募者以外の事業応募者名を公にすることは、法人の事業活動に不利益が生じるおそれがあるだけでなく、具体的に事業活動の重要な要素である各事業応募者のイメージや評価に影響を及ぼし社会的評価や事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） | 教育庁 | 指導部管理課 |
| 151 | R2. 6. 16 | R2. 6. 19 | アクリル板の買い入れの仕様書 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 都立学校教育部特別支援教育課 |
| 152 | R2. 6. 25 | R2. 6. 30 | 令和2年3月26日公開の都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年（令和元年12月31日現在）の評定状況の調査結果における「中学校等別評定割合（個票）」 | 14 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育課 |
| 153 | R2. 6. 19 | R2. 6. 26 | 東京都多摩教育センター（30）解体工事 図面一式 | 574 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 都立学校教育部営繕課 |
| 154 | R2. 6. 22 | R2. 6. 26 | 東京都多摩教育センター（30）解体工事 積算内訳書・代価表 | 172 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 教育庁 | 都立学校教育部営繕課 |
| 155 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | 教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。 1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書（写し）」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等（決裁文書等含む。） 東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。（別紙参照） 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書（メモ等を除く）を全て開示下さい。 尚、今後東京都各局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上 | - | | | | | | | | | | | | | | | 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育課 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | | |
|-------|-----------|-----------|--|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|--------|----|--------|----|--|-----|----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | | | | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 |
| 156 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。</p> <p>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書（写し）」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等（決裁文書等含む。）</p> <p>東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。（別紙参照）</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書（メモ等を除く）を全て開示下さい。</p> <p>尚、今後東京都各部局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育課 |
| 157 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。</p> <p>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書（写し）」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等（決裁文書等含む。）</p> <p>東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。（別紙参照）</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書（メモ等を除く）を全て開示下さい。</p> <p>尚、今後東京都各部局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立日野台高等学校 |
| 158 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。</p> <p>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書（写し）」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等（決裁文書等含む。）</p> <p>東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。（別紙参照）</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書（メモ等を除く）を全て開示下さい。</p> <p>尚、今後東京都各部局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立日野台高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|-----------|-----------|--|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|--|-----|-----------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 159 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。</p> <p>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書（写し）」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等（決裁文書等含む。）</p> <p>東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。（別紙参照）</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書（メモ等を除く）を全て開示下さい。</p> <p>尚、今後東京都各部局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立日野台高等学校 |
| 160 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。</p> <p>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書（写し）」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等（決裁文書等含む。）</p> <p>東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。（別紙参照）</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書（メモ等を除く）を全て開示下さい。</p> <p>尚、今後東京都各部局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立日野台高等学校 |
| 161 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。</p> <p>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書（写し）」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等（決裁文書等含む。）</p> <p>東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。（別紙参照）</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書（メモ等を除く）を全て開示下さい。</p> <p>尚、今後東京都各部局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立日野台高等学校 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定期日 | 公文書の件名 | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|-----------|-----------|--|------------------|----|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|---|-----|----------------|
| | | | | 総枚数 | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 162 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。</p> <p>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書(写し)」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等(決裁文書等含む。)</p> <p>東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。(別紙参照)</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書(メモ等を除く)を全て開示下さい。</p> <p>尚、今後東京都各局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立日野台高等学校 |
| 163 | R2. 2. 14 | R2. 6. 12 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。</p> <p>1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書(写し)」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等(決裁文書等含む。)</p> <p>東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。(別紙参照)</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文書(メモ等を除く)を全て開示下さい。</p> <p>尚、今後東京都各局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育課 |
| 164 | R2. 2. 17 | R2. 6. 1 | <p>別紙1(「要求書」平成●年●月●日)東京都教育庁において</p> <p>1 「特例延長」で平成20年度以降本日までで</p> <p>(1) 100日を超過するもの</p> <p>(2) 業務の遂行に著しい支障が生じたために100日を超過したもの</p> <p>(3) 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため100日を超過したもの</p> <p>別紙2(「情報公開事務の適正な運用について」平成30年12月18日)</p> <p>2 教育庁が「相当の部分」に期間内に開示決定等をしたもの</p> <p>(2) 教育庁が「相当の部分」の開示決定等をしなかったもの</p> <p>(3) 教育庁が60日以内に努力して処理することができる部分があるにもかかわらず、「相当の部分」を記載しなかったもの</p> <p>以上1・2の全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書＝組織的共用文(メモ等は除く)を開示下さい。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求内容2については、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、本請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが、請求内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務が中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 総務部総務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|-----------|----------|---|-----|------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|--|-----|---------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 165 | R2. 2. 17 | R2. 6. 1 | <p>1 (「東京都情報公開条例第12条第3項に基づく開示決定等の期限延長について」平成30年12月10日総務部総務課文書担当)により平成30年12月10日以降 (1) 延長を行なう事例が生じた場合に、事前に総務課文書担当に相談したケース (2) 同相談しなかったケース (3) (2)の場合、その理由・根拠の“証拠”文書等(決裁文書等を含む。) 東京都教育委員会では、平成30年度に“都民の知る権利”を妨害する100日を超える「特例延長」を13件にわたり開示決定しました。これは、例外的である「特例延長」を当該事案である某高校グランド改良工事の理由“土地汚染(フッ素及び鉛)”であった“事実”を秘匿し虚偽の説明を行なったという“真実”です。 2 別紙2(「要求書」平成●年●月●日) 平成29年7月26日以降平成30年12月7日までに1(1)の相談を行なったケース。 (2) 1(2)同相談しなかったケース。 (3) 1(3)(2)の場合、その理由・根拠の“証拠”文書等(決裁文書等を含む) 以上1・2までの全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織的共用文書(メモ等は除く)を開示下さい。以上</p> | - | | | | | | | | | | | | | | <p>本件開示請求内容1(1)、(2)、(3)及び2(2)については、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求内容2については、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものであり、対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、本請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが、請求内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務が中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 総務部総務課 |
| 166 | R2. 2. 14 | R2. 6. 9 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。 1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書(写し)」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等(決裁文書等含む。) 東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。(別紙参照) 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書=組織的共用文書(メモ等を除く)を全て開示下さい。 尚、今後東京都各部局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育 |
| 167 | R2. 2. 14 | R2. 6. 9 | <p>教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。 1 審査請求を收受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書(写し)」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等(決裁文書等含む。) 東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。(別紙参照) 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書=組織的共用文書(メモ等を除く)を全て開示下さい。 尚、今後東京都各部局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上</p> | - | | | | | | | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | |
|-------|-----------|-----------|---|-----|------------------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|---|---|-------------------|-------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 |
| 168 | R2. 2. 14 | R2. 6. 9 | 東京都教育委員会において行政不服審査法における審査請求における「理由説明書」について開示下さい。(別紙参照) 教育庁総務部法務監察課課長が表明しているように「審査請求は“異常”です。」と表明しています。 1 審査請求書を受受後、情報公開審査会へ諮問してから、教育庁に「理由説明書」の作成依頼提出されてから不服申立人へ「理由説明書(写し)」の交付までが“異常”に遅延している具体的な理由根拠を示す法令及び各文書等(決裁文書等含む。) 2 教育庁より審査会事務局(生活文化局)に提出された「理由説明書」が内容が稚拙な為に教育庁に戻されました(生活文化局聴取) 別紙1 ●教学高第●号、別紙2 ●日野台高第●号 「理由説明書」平成●年●月●日、平成●年●月●日 しかしながら、何等かの理由により、令和元年11月18日まで放置されてしまいました。 (1) その正当性を担保する組織的共用文書(メモ除く。) (2) 決裁文書 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる公文書=組織的共用文書(メモ等を除く)を全て開示下さい。 尚、今後東京都各局、教育庁、過去実績を全て調査・情報公開請求します。以上 | - | | | | | | | | | | | | | 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁 | 都立学校教育部 高等学校教育 |
| 169 | R2. 2. 14 | R2. 6. 9 | 東京都において平成29年7月26日以降において都立日野台高校特別教室棟改修工事における調査・協議・説明会工事等全ての次にかかわる内容につき実施した行政運営及び職員の職務行為 1 校舎遅延(約1年)原因について 2 耐震性能について 3 土壌汚染について生徒・保護者に対する理由説明 以上全ての“事実”を証明する“証拠”を開示下さい。以上 | - | | | | | | | | | | | | | 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁 | 都立学校教育部 高等学校教育 |
| 170 | R2. 2. 17 | R2. 6. 15 | 別紙(●教学高第●号平成●年●月●日「理由説明書」) 1 (1) ア 東京都は、日野台高校舎不具合についての「保護者説明会は、配布資料と議事録以外に係る文書は存在していない」と虚偽の説明をしています。この主張を否定する公文書(資料等) 2 (1) イ 東京都は、保護者説明会について前記資料等以外「明確な回答」をしていない虚偽の説明をしています。この主張を否定する公文書(資料等) 3 1 (ウ) 「工事は財務局に施行委任しており、工事完了後の耐震性能の数値データがどのように改善されたかを示す公文書は存在しない…」と虚偽の説明をしています。この“事実”を確認して、工事公金支出したのか? (1) 工事の公金支出に確認した公文書資料等の全て (2) 工事の公金支出をせずに確認していない公文書資料等の全て 4 (1) エ 「柱部材全部の調査結果を具体的に客観的なデータ・数値を記載した公文書は存在しない…」と虚偽の説明をしています。 (1) 3 (1) と同じ公文書資料等の全て。 (2) 3 (2) と同じ公文書資料等の全て。 5 (1) オ 「全部の柱調査を実施しなかった理由・根拠を記載した公文書は存在しない…」と虚偽の説明をしています。松尾・長尾共同企業体の報告書には、「全柱の調査」の指摘がされながら、東京都がこれを実施しなかった具体的な理由・根拠となる意思判断決定をした“証拠”資料等 6 (1) (カ) 「基礎部分の状況報告書を具体的・客観的なデータ、数値を記載した公文書は存在しない…」と虚偽の説明をしています。 (1) 3 (1) と同じ公文書資料等の全て。 (2) 3 (2) と同じ公文書資料等の全て 7 2 (ア) 『「工事中の施工不良(ジャンカ)改善、改修工事」を採用するに当たり採用した、具体的・客観的な数値データを記載した公文書は存在しない…」と虚偽の説明をしています。 (1) 3 (1) と同じ公文書資料等の全て。 (2) 3 (2) と同じ公文書資料等の全て。 8 2 (イ) 教育庁都立学校教育部高等学校教育課の●●が「校舎改修工事を実施するに当り決裁文書、調査結果報告書、耐震性能(保証)結果報告書、構造計算書は必要なく、耐震補強工事を実施のみすればこと足る」(音声記録アリ)と虚偽の説明をしています。 (1) 3 (1) と同じ公文書資料等の全て。 (2) 3 (2) と同じ公文書資料等の全て。 (3) 又、●●は「前記発言を行っていない」との虚偽発言も行なっています。虚偽の発言を行っていると主張を否定する“証拠”文書等の公文書。 9 (3) (ア) ①～⑩までの資料等が東京都が表明するように存在せずに都立日野台高校特別教室棟改修工事における (1) 改修工事計画検討資料等(①～⑩を除く) (2) 建物解体撤去、更地化の上での再建築を選択しなかった“事実”を証明する“証拠”資料等 (3) 都立日野台高校特別教室棟、建築関係全資料等の内廃棄した資料等(廃棄年度) (4) 平成17年以前の建築関係資料 以上1～9までの全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織的共用文書(メモ等を除く)を開示下さい。以上。 | - | | | | | | | | | | | | 本件開示請求の内容は、実施機関が過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものなど、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることは明らかである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。 | 教育庁 | 都立学校教育部 高等学校教育 | |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | | |
|-------|-----------|-----------|--|-----|------------------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--------|--|--|-------------------|-------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |
| 171 | R2. 2. 21 | R2. 6. 19 | <p>東京都は平成28年10月より都立日野台高校校舎改修工事を行うに伴い、同校グラウンド改良工事を実施しました。しかしながら、土壌汚染（フッ素・鉛）の存在の“事実”を同校保護者会（平成28年11月17日・同年11月27日及び平成30年7月30日に実施。）の際、東京都が作成・交付した資料、当日の説明及び保護者からの質疑について土壌汚染の“事実”を秘匿し、虚偽の説明を行いました。</p> <p>又、この土壌汚染（フッ素・鉛）の存在の“事実”について、同校保護者らが東京都情報公開条例に基づく「情報公開請求」を申請した際、13本に及ぶ「特例延長」を行い、「相当な部分」の開示を全く行わず、最長1年超にも及ぶ延期を行いました。</p> <p>これは明らかに情報公開に対する妨害であり、“都民の知る権利”の侵害であると同時に“行政の説明責任義務”の放棄であります。</p> <p>このような“住民自治”の根幹にかかわる暴挙は、東京都教育庁、財務局、環境局だけにかかわらず、生活文化局にも及び具体的には、平成31年7月当該“土壌汚染”の秘匿及び虚偽説明を追求する行政不服審査法に基づく「審査請求」の理由説明書を審査請求人に郵送すべき所、全く関係ない第三者に誤送したと称し、その事実関係・経緯を説明することもなく、東京都の都合でメディアに公表すると称し、その後、個人情報の漏洩事故による何らかの権利利益の侵害が発生した場合には、東京都が保証する約束を表明しながら何等理由の説明もなく反故にしています。</p> <p>この様な事態の中、現在日野台高校生・保護者だけでなく、隣地の日野市立大坂上中学校生徒・保護者、災害発生時の避難場所として指定された住民の方々に対しても、東京都は“行政の説明責任”を今尚、果たしていないと断定できます。</p> <p>1 東京都が秘匿し虚偽説明を行った都立日野台高校の“土壌汚染”（フッ素・鉛）の“事実”を分かりやすく説明したことを証明する“証拠”資料等の全て (1) 日野台高校生徒 (2) 同保護者 (3) 同一般教職員 (4) 周辺都民・住民 (5) 大坂上中学校生徒 (6) 同保護者 (7) 同一般教職員 (8) 同周辺住民</p> <p>2 東京都が秘匿した虚偽説明を行ったと開示請求者が主張する都立日野台高校の“土壌汚染”（フッ素・鉛）の“事実”を否定する“証拠”資料等の全て (1) 1 (1) に同じ (2) 1 (2) に同じ (3) 1 (3) に同じ (4) 1 (4) に同じ (5) 1 (5) に同じ (6) 1 (6) に同じ (7) 1 (7) に同じ (8) 1 (8) に同じ (別紙音声記録)</p> <p>以上全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織的共用文書の全てを開示下さい。以上</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | | <p>本件開示請求内容については、実施機関において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが推察され、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育 部高等学校教育 |
| 172 | R2. 2. 25 | R2. 6. 19 | <p>1 東京都立学校（特別支援学校を含む。）の校舎工事につき、次の事項の公文書を開示下さい。</p> <p>① 平成25年～平成27年までに実施された「校舎再建築工事」。</p> <p>② 同期間までに実施された「校舎改修工事（設備工事のみは除く。）」</p> <p>③ 1～①における「校舎再建築」を実施した際に「校舎改修工事（設備工事のみは除く。）」でなく「校舎再建築」に決定した、意思決定の判断となった“検討資料”及び決裁文書の公文書全て。</p> <p>④ 1～②における「校舎改修工事（設備工事のみは除く。）」を実施した際に、「校舎再建築」でなく、「校舎改修工事（設備工事のみは除く。）」に決定した意思決定の“検討資料”及び決裁文書の公文書全て。</p> <p>⑤ (イ) “構造図”（構造図がない場合には、現地調査結果結果に基づき新たに作成したもの） (ロ) “構造計算書”（構造計算書がない場合には、これに変わり現地調査経過に基づき新たに作成したもの） (ハ) 耐震調査結果報告書（名称の如何を問わず）（単に工事を実施した事が記載されたものでなく、耐震上の問題があった状態から耐震の工事の実施により、耐震性能上の安全性が確保された理由・根拠が数値・データにより明らかな公文書資料等。</p> <p>⑥ 万一、⑤ (イ)・(ロ)・(ハ) が全部もしくは一部が無い場合にもかかわらず、「校舎改修工事（設備工事のみは除く。）」を実施した理由・根拠となる“証拠”資料等の公文書全て。</p> <p>⑦ ⑥に関係した関連他部局との協議・連絡等を開催した全ての“証拠”文書等の公文書全て。</p> <p>2① 平成28年～平成30年までに実施された「校舎再建築工事」。</p> <p>② 1～②に同じ。</p> <p>③ 1～③に同じ。</p> <p>④ 1～④に同じ。</p> <p>⑤ 1～⑤に同じ。</p> <p>(イ) (ロ) (ハ) 1～⑤に同じ。</p> <p>⑥ 1～⑥に同じ。</p> <p>⑦ 1～⑦に同じ。</p> <p>3① 平成31年～現在までに実施された「校舎再建築工事」。</p> <p>② 1～②に同じ。</p> <p>③ 1～③に同じ。</p> <p>④ 1～④に同じ。</p> <p>⑤ 1～⑤に同じ。</p> <p>(イ) (ロ) (ハ) 1～⑤に同じ。</p> <p>⑥ 1～⑥に同じ。</p> <p>⑦ 1～⑦に同じ。</p> <p>以上1～3まで全ての“事実”を証明する“証拠”資料等となる組織的共用文書（メモ等を除く。）を開示下さい。以上。</p> | - | | | | | | 1 | | | | | | | | <p>本件請求内容は、実施機関が過去に公文書の開示決定等を行った内容について再度請求するものなど、同一の公文書が特定されることを承知の上で行われていることは明らかである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育 部高等学校教育 | |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | | |
|-------|--------|---------|---|-----|------------------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--|-----|---|-----|-------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |
| 175 | R2.3.2 | R2.6.30 | <p>東京都教育庁総務部法務担当●●●●は開示請求書の昨年●月以来の審査請求50件を申請しているが、別紙1現在まで1本も答申が成されていない事を問い質すと「異常な状態だと思います。」と一般的な所感を述べました。(別紙2 ●●●●教総法第●号令和●年●月●日弁明書)</p> <p>審査請求人は、諮問第●号及び第●号について「理由説明書(写)」を受領していません。答申第●号令和●年●月●日(答申)によると</p> <ol style="list-style-type: none"> 校舎改修工事の不具合発見による遅延(約1年)による原因についての説明につき <ol style="list-style-type: none"> 当初計画約16億が、不具合発見により約1.7億工事金額が増額 東京都職員5名及び校長・副校長立ち合いから平日、高校に呼び出されて(イ)謝罪 (ロ)不具合原因の説明、補強及び改修工事の説明を「軽易な照会、資料要求等」と判断する理由・根拠を証明する“証拠”となるものは何か? 同当該事案について「保護者説明会」の開催要求・要望・意見等を「職務に関する働きかけについての対応要綱」の「働きかけ」に該当しないと判断する理由・根拠となる意思形成判断の証明となる“証拠”とは何か? 「耐震補強工事後」に耐震性等について調査した報告書は、現存していないばかりか、「作成されたかどうか確認できない」信じ難い社撰な行政運営が露呈しました。 <ol style="list-style-type: none"> ①審査会が、事務局をして実施機関に対し、文書が存在しない原因並びに探索状況について聴取を行った際の資料等とは何か? ②その際の記録等とは何か? 教育庁によると「当該補強工事における耐震性等調査の実施に係る事実関係及び関係文書の存否について、改めて確認を行った結果、当該調査はそもそも実施されていないことが判明した。」との事で、作成及び取得しておらず、現に保有していないという驚愕の表明をしています。 <ol style="list-style-type: none"> 日野台高校の耐震性能上の安全性能(法令及び建築技術的に)を保障する数値・データの裏付けとなる“証拠”の全ては何か? 耐震補強工事後も安全性能(法令及び建築技術的に)を保障する耐震性能等調査にかかわる調査書等もなくそもそも当該調査する実施されていない“事実”が判明している状況で、日野台高校の不具合補強工事後の耐震性能上の安全性能(法令及び建築技術的に)を保障する数値・データの裏付けとなる“証拠”の全ては何か? 日野台高校の不具合補強工事後で再改した校舎改修工事実施・完成後の耐震性能上の安全性能上の安全性(法令及び建築技術的に)を保障する数値・データの裏付けとなる“証拠”の全ては何か? …不具合への対応について、改修工事で対応が可能とする判断は、施行部署である財務局の技術者が現場確認をした上で行ったものであり、…」と表明しています。しかしながら、実際は、現地調査した財務局建築保全部技術管理課●●●●は、平成●年●月●日都庁内で審査請求人と①財務局建築保全部技術課●●●● ②同部 ●●●● と面談した際、「自分は何しに行ったのか憶えていない。」「報告書等、文書は何一つ作成・保管していない。」「都庁に戻って来ても上司に報告をした内容は一切憶えていない。」「情報公開請求、開示決定音声記録(公文書)平成30年1月10日参照。」と表明しています。財務局が中心となって進行管理が行われていて質疑応答や打ち合わせ等が行われた際の記録等…」で教育が確認した全ての資料等とは? 当該審査請求が審査会より「理由説明書」の作成依頼があった日 <ol style="list-style-type: none"> 同作成日 同審査会提出日 同審査請求人送付日 以上 <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p> | - | | | | | | | | | | | | | | | <p>本件開示請求内容は、実施期間の判断の理由及び根拠を問うものであり、当該理由及び根拠について、個々に対応する公文書が存在することは通常考えられないもの、過去に文書不存在による非開示決定を行った内容について再度請求するものなど、これら対象となる公文書が現に存在しないことを承知の上で行われていることが明らかである。</p> <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育 部高等学校教育 |
| 176 | R2.3.2 | R2.6.30 | <p>3 2と同様「情報公開事務の手引き(平成30年2月)」第3項の「事務の遂行に著しい支障が生じる」とは、通常生じる支障の程度を超えた、業務上看過しえない支障をいいます」と記載されていますが、1～(3)延長期間が6ヶ月を超過する決定をしたものがある場合、「事務の遂行に著しい支障が生ずる」具体的かつ客観的な“事実”を証明する“証拠”「勤務カード、行動予定表、行動実践表、各種報告書等」を全て開示下さい。以上</p> <p>別紙1(平成30年12月18日 事務連絡「情報公開事務の適正な運用について」)</p> <p>以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p> | - | | | | | | | | | | | | | <p>開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。</p> <p>また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。</p> <p>以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育 部高等学校教育 | | |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | | 非開示理由等 | 局名 | 所管局部課等 | | | |
|-------|----------|-----------|---|-----|------------------|------|-----|-----|--------|----|----|----|----|----|--------|----|--|--|---------------|---------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 却下 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | | | | 5号 | 6号 | 7号 |
| 177 | R2. 3. 2 | R2. 6. 30 | <p>東京都教育庁総務部法務担当 ●●は開示請求書の昨年●月以来の審査請求50数件を申請しているが、別紙1現在まで1本も答申が成されていない事を問い質すと「異常な状態だと思います。」と一般的な所感を述べました。(別紙2 ●教総法第●号令和●年●月●日弁明書)</p> <p>1 ●教学高第●号について「弁明書」記載通り 平成●年●月●日は、審査請求人が平成●年●月●日に日野台高校を訪問した際、●●(当時)と面談後に、●●に立ち寄り●●より、当方の「何故、校舎改修工事が遅れたのですか?」の問いに「東京都の職員に口止めされている為、遅延理由は一切言えません。」との発言から端を発した“事実”であり「音声証拠アリ」翌●日は、再び当方が同校を訪れ、●●、●●と面談し、その“事実”を確認しました。そして、東京都より呼び出され、会社を休んで面会(●時)したものです。その際、事前に内容については、一切聞かされていませんでした(●●、●●も同様との事でした。)。当日は、校長室で、東京都より</p> <p>1 ①教育庁都立学校教育課 ●● ②同課 ●● 2 ①財務局建築保全部 ●● ②同部 ●● ③同部 ●● 3 日野台高校</p> <p>①●● ②●● の7名と当方のみ8名での面会でした。 その際、東京都より本日の面会の主趣が述べられ</p> <p>① ●●の当方に対する謝罪。 ② 遅延工事の説明。(当方は平成●年●月●日に情報公開請求を申請しているため、説明も資料の提供も一切拒否)の“事実”の事案です。 4 当該事案のような場合、都職員は、どのような業務報告等(名称の如何を問わず)を行うのか? (2) 通常業務、当該事案の職員、上司等の報告は「旅費請求内訳書」で対応しているのか? 5 当該審査請求が審査会より「理由説明書」の作成依頼があった日 (2) 同作成日 (3) 同審査会提出日 (4) 同審査請求人送付日 以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p> | - | | | | | | | | | | | | | | <p>本件開示請求内容は、実施機関の職員への問い合わせ等により既に回答している内容である。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育 |
| 178 | R2. 3. 2 | R2. 6. 30 | <p>東京都教育庁総務部法務担当 ●●は開示請求書の昨年●月以来の審査請求50数件を申請しているが、別紙1現在まで1本も答申が成されていない事を問い質すと「異常な状態だと思います。」と一般的な所感を述べました。(別紙2 ●教総法第●号令和●年●月●日弁明書)</p> <p>●教学高第●号について、そもそも松尾工務店から校舎の柱の不具合が財務局に報告された「工事状況報告書」(平成28年6月14日決裁文書)と日野台高校保護者説明会(平成28年11月17日・同年27日平成30年7月30日)で東京都が作成・交付した資料等は“事実”と全く違い、保護者に不具合原因を“秘匿”し教育庁・財務局・学校(校長・副校長)が生徒・保護者にグラウンド改良工事の理由“土壌汚染(フッ素 鉛)”の存在をも秘匿して虚偽の説明を行ったのであり事故ではなく犯罪です。開示請求者の指摘する“事実”</p> <p>1 特別教室棟校舎不具合による遅延(約1年)原因を生徒・保護者全員に知らせた証明となる全ての“証拠”を開示下さい。(保護者説明会参加者) ①平成28年11月17日 約20名 ②平成28年11月27日 約50名 ③平成30年7月30日 約7名 保護者説明会時に東京都で作成した「議事録」は、保護者らが不参加者も含め全員に配布を要望するも何故か拒否され各参加者で希望するものだけに限られた。 2 耐震補強調査報告書がなく、工事前の耐震性能の危険性の為に実施した工事が、完成後、何を根拠に数値・データによる耐震性能上の安全性の確保を証明するのか、その“証拠”となるものは? 3 ●●に提出した「都立日野台高校の大規模改修工事の竣工時期の遅れについて」なる文書?資料とは (2) 保護者説明会で当該資料を交付した“事実”を証明する“証拠”は何か? (3) 当該資料等が「●●及び●●が作成した日野台高校校舎改修工事の総合定例及び分科会打ち合わせの第1回から工事終了までの議会提出資料、議事録、各種報告書、業務日報、メール、メモ等」に該当すると表明しているが、“事実”と相違ないか確認するため全てを証明する“証拠”文書・資料とは? 4 当該審査請求が審査会より「理由説明書」の作成依頼があった日 (2) 同作成日 (3) 同審査会提出日 (4) 同審査請求人送付日 以上 以上、全ての“事実”を証明する“証拠”となる組織共用文書を開示下さい。以上</p> | - | | | | | | | | | | | | | <p>本件開示請求は、実施期間において過去に開示決定等を行った公文書と同一の公文書が特定されることが明らかであり、開示請求書の記載を変え、繰り返し内容の重複する開示請求を行うものである。 開示請求者は、本件開示請求を含む短期間で、実施機関宛てに多数の開示請求を1人で行っており、条例が想定している開示請求とはおよそかけ離れた利用形態となっている。 また、請求の内容は、条例上開示請求権が認められていることを奇貨として、実施機関の対応についての不満を示す意図を持っていることが請求の内容から認められる。 こうした状況を踏まえると、本件開示請求は、開示請求制度の趣旨を著しく逸脱しているものであり、現に実施機関における他の業務を中断し、本来行うべき業務が滞るなど、実施機関における円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞が生じている。 以上のことから、本件開示請求は、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害するものであり、行政事務の停滞に起因する都民一般に対する不利益に鑑みると、権利の濫用と認められるため、却下する。</p> | 教育庁 | 都立学校教育部高等学校教育 | |

